社会福祉法人木曽岬町社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償に関する規程

(平成 10 年規程)

(報酬)

- 第1条 社会福祉法人木曽岬町社会福祉協議会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、 その他の委員(以下「委員等」という)の報酬は、別表のとおりとする。ただし、委員等が行 政特別職員・行政職員及び本会職員については、報酬を支給しない。
- 2 前項の報酬は、執務日数に応じその時々により支給する。

(費用弁償)

- 第2条 委員等が公務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定による支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附則

この規程は、公布の日(平成26年12月17日)から施行する。 附 則

この規程は、公布の日(令和5年6月22日)から施行する。

(別紙)

役員報酬および費用弁償一覧表

区 分	幹	强 酬 額	旅費額
理事(行政・常勤職員を除く)	日額	6,000円	木曽岬町議会の議員の
監事(財務管理について	日額	12,500 円	議員報酬及び費用弁償等 に関する条例に定められ
識見を有する者) 監事(社会福祉事業について			た額とする。
識見を有する者)	日額	6,000円	
評議員(行政・常勤職員を除	日額	6,000円	
<)	, ,,,		
評議員選任・解任委員	日額	6,000円	
(常勤職員を除く)			
			木曽岬町委員会の委員
その他の委員 (常勤職員を除	日額	6,000円	等の報酬及び費用弁償に
<)			関する条例に定められた
			額とる。